

生総第 475 号
情第 956 号
留管第 652 号
少第 176 号
平成 28 年 7 月 19 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

所在不明となった仮釈放者、保護観察付執行猶予者等の所在調査に関する
保護観察所に対する協力について（通達）

見出しのことについては、「所在不明となった仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の所在調査に関する保護観察所に対する協力について」（平成 20 年 8 月 4 日付け生総第 547 号ほか。以下「旧通達」という。）により実施しているところ、本年 6 月 1 日に、刑法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成 25 年法律第 50 号）が施行されたことに伴い、刑法第 25 条の 2 第 1 項の規定により保護観察に付されている者（以下「保護観察付全部猶予者」という。）に加え、新たに刑法第 27 条の 3 第 1 項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第 4 条第 1 項の規定により保護観察に付されている者（以下「保護観察付一部猶予者」という。）も所在調査の対象となり、あわせて、所在不明となった保護観察処分少年及び少年院仮退院者（以下「所在不明少年」という。）についても、その再非行を防止するため、成人の手続を準用する形で所在調査の協力を実施することとなったことから、旧通達を改め、新たに下記のとおり実施することとしたので適切な対応に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 目的

保護観察所からの協力依頼に基づき、警察が、所在不明となった仮釈放者又は保護観察付執行猶予者（保護観察付一部猶予者及び保護観察付全部猶予者をいう。以下同じ。）に関する情報を把握した場合に、当該情報を保護観察所に提供すること等により、保護観察制度の適正な運用に寄与し、もってそれらの者による再犯を防止することを目的とする。

2 趣旨

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者については、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号。以下「法」という。）の規定に基づき、保護観察所による保護観察に付すことによって、矯正施設内ではなく社会内で適切に処遇しつつ、その改善及び更生を図ることとされており、保護観察制度を所管する法務省においては、保護観察制度の充実強化の一環として、所在不明となった仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の所在調査の

強化にも取り組んでいる。

この所在調査は、第一義的には法務省が独自に行うべきものであるが、警察においても通常の警察活動の範囲内でこれに協力することにより、それらの者による再犯を防止する必要がある。

3 所在調査の協力を行う対象者

所在調査の協力を行う対象者は、所在不明となった仮釈放者又は保護観察付執行猶予者であって、保護観察所の長から警察本部長に対し、法第30条に基づく所在調査の協力依頼があったもの（以下「所在不明者」という。）とする。

4 保護観察所の長からの協力依頼

(1) 協力依頼の受理

所在不明者の事件が係属している保護観察所の長（以下「担当保護観察所長」という。）からの協力依頼については、別記様式1の「所在調査協力依頼書（即時連絡）」又は別記様式2の「所在調査協力依頼書（通常通知）」（以下「協力依頼書」という。）により行い、生活安全部生活安全総務課（以下「生活安全総務課」という。）において受理する。

(2) 協力依頼の種類

担当保護観察所長は、所在不明者のうち、仮釈放者及び保護観察付一部猶予者についてはその全員につき引致状の発付を受け、保護観察付全部猶予者については本件罪名が殺人、強盗、放火等の凶悪犯罪や暴力的性犯罪である者等であって、その犯歴等から他人の生命、身体等に重大な被害を及ぼすような再犯のおそれが高いものであり、発見次第直ちに引致を行う必要があると認められるものにつき、あらかじめ裁判官に引致状の発付を受けることとされている。

このため、所在調査の協力依頼の種類は、当該所在不明者についてあらかじめ引致状の発付を受けているか否かによって、次のいずれかとなる。

ア 即時連絡

協力依頼書による協力依頼があり、あらかじめ引致状の発付を受けている所在不明者を発見したときに、当該協力依頼書に記載されている対応窓口により即時に連絡するもの（以下「即時連絡」という。）

イ 通常通知

協力依頼書による協力依頼があり、あらかじめ引致状の発付を受けていない所在不明者について、その所在に関する情報を把握したときに、担当保護観察所長に通知するもの（以下「通常通知」という。）

5 所在不明者の手配登録

所在不明者の所在調査の協力依頼を受理したときは、別に定めるところにより、生活安全総務課において警察庁情報管理システムによる所在不明者手配登録を行うものとする。

6 所在不明者の所在調査に係る警察官の対応

警察官は、警ら、職務質問その他の警察活動に際して、手配された所在不明者の発見に努めるものとする。

7 所在不明者を発見した場合の措置

(1) 即時連絡の場合

ア 即時連絡の実施

即時連絡の対象である所在不明者を発見したときは人定確認を徹底した上、発見した警察署の生活安全課長（夜間・閉庁日は当直長）が、生活安全総務課（夜間・閉庁日は総合当直生活安全担当）及び照会で判明した対応窓口にて即時の電話連絡をすること。

法務省は、警察から即時連絡を受けた場合、原則として、直ちに保護観察官がその場所に出向き、引致状原本を示して引致を行うこととしている。したがって、即時連絡を行ったときは、保護観察官が到着するまでの間、発見した所在不明者を、強制にわたらない範囲内で可能な限り引き留めておくこと。

イ 引致の囑託

法第 63 条第 6 項は、所在不明者について、「引致は、保護観察官に執行させる」旨を定めているが、同項ただし書は、「保護観察官に執行させることが困難であるときは、警察官にその執行を囑託することができる」旨を定め、同条第 7 項は、引致状について、刑事訴訟法第 73 条第 3 項の規定（いわゆる勾引状又は勾留状の緊急執行の規定）を準用する旨を定めている。

このため、即時連絡を行った場合に、保護観察官に引致を行わせることが困難であり、かつ、急速を要するときは、担当保護観察所長から警察署長に対し、電話により引致（引致状の緊急執行）が囑託されることがある。この場合において、引致状に記載されている引致の理由となる事実の要旨及び引致状が発せられている旨が伝えられるとともに、引致状の写しがファクシミリ装置を用いて送信されるので、所在不明者の人定確認を再度確実にを行った上で、所在不明者に、引致の理由となる事実の要旨及び引致状が発せられている旨を告げて引致状を執行し、保護観察官にその身柄を引き渡すこと。

ウ 仮留置

法第 63 条第 7 項は、所在不明者の引致について、刑事訴訟法第 74 条の規定を準用する旨を定めているので、イにより引致状を執行した所在不明者については、必要があれば、保護観察官がその身柄を引き取りに来るまでの間、警察署の留置施設に仮留置するものとする。

エ 保護観察官への身柄の引渡し

イの囑託を受けて、警察において所在不明者の引致（身柄の確保）を行った場合であっても、引致すべき場所（担当保護観察所長又は引致に着手した場所を管轄する保護観察所）への引致（身柄の護送）は、保護観察官によって行われるので、引致に着手した場合は、保護観察官と緊密に連携し、適切に身柄を引き渡すこと。

オ 保護観察所との協議による処理

警察において引致に着手した場合に、保護観察官が身柄を引き取りに来るまでに長時間を要することが見込まれ、かつ身柄を仮留置することができる適当な施

設がないなど身柄の扱いに困難を来す恐れがあると認められるときは、引致の囑託を受ける前にそれらの事情を説明し、対応について保護観察所と協議をすること。

カ 生活安全総務課への報告

即時連絡を行った場合は、別記様式3の「即時連絡実施結果報告書」を作成し、生活安全総務課へ報告すること。

(2) 通常通知の場合

ア 住所、宿泊先等の聴取

通常通知の対象である所在不明者を発見したときは、可能な限り住所、宿泊先等を聴取すること。

なお、通常通知の所在不明者に対しては、担当保護観察所長への協力に関し、それ以上に行うべきことはないが、その者に対する聴取（職務質問等）の契機となった事実（その者の不審な行動等）については、事案に応じて引き続き適切に処理すること。

イ 生活安全総務課への報告

発見した警察署の生活安全課長（夜間・閉庁日は当直長）は、アで判明した内容を別記様式4の「所在調査結果報告書」により、速やかに生活安全総務課（夜間・閉庁日は総合当直生活安全担当）へ報告すること。

ウ 通常通知の実施

生活安全総務課は、イにより報告を受けた内容を担当保護観察所長に通知するものとする。

なお、担当保護観察所長は、速やかにその者の所在確認のための調査、引致、呼出し等を行った上、必要な指導及び措置を執ることとしている。

8 所在不明者の手配の解除等

所在不明者に対する所在調査の協力依頼を受理した後、当該所在不明者の所在調査の必要がなくなったときは、担当保護観察所長から、別記様式5の「所在調査終了通知書」（以下「終了通知書」という。）が送付される。

なお、時効完成又は保護観察期間満了を終了事由とするときは、担当保護観察所長から、終了通知書原本の送付に先立ち、時効完成日又は保護観察期間満了日の到来時点で、当該通知書の写しがファクシミリで送付されることから、別に定めるところにより、生活安全総務課において所在不明者の手配の解除を行うものとする。

また、所在不明者に関して、協力依頼書に記載された事項につき修正又は変更が生じたときは、担当保護観察所長から、終了通知書又は記載内容を修正若しくは変更した協力依頼書が新たに送付されるので、生活安全総務課において手配の再登録など必要な措置を執るものとする。

9 所在不明少年に関する準用

所在不明少年の所在調査に関する担当保護観察所長に対する協力については、3から8までに定める手続を準用する。

なお、所在不明少年の所在調査に関しては、担当保護観察所長において、当該所在

不明少年に係る非行の内容、即時連絡等を行うべき緊急性等について特に慎重な検討がなされた上で協力依頼が行われることについて留意すること。

10 所在不明者等に関する情報管理の徹底

所在不明者及び所在不明少年に関する情報は、適正に管理すること。

別記様式 1

所在調査協力依頼書(即時連絡)

年 月 日

警 察 本 部 長 殿

保 護 観 察 所 長

所在不明となった下記保護観察対象者の所在調査への協力について、更生保護法第30条の規定により依頼します。

記

保護観察種別	1. 仮釈放者 2. 保護観察付一部猶予者 3. 保護観察付全部猶予者	発見の場合 の 措 置	1. 現住所又は宿泊先確認 2. 保護観察所に即時連絡
出生地			
本(国)籍			
住 所			
職 業			
フリガナ			
氏 名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日	性 別	1. 男 2. 女
身体特徴等	身 長 _____ cm		
	(その他)		
罪 名 等			
出所刑務所等			
時効完成日・保護 観察期間満了日	平成 年 月 日		
所在不明時期	平成 年 月 日 (ころ)		
所在不明とな った経緯			
異 名			
そ の 他 特記事項			

対 応 窓 口	保 護 観 察 所	連絡先電話番号①	
		連絡先電話番号②	

(注) 1 必要に応じ、不要な文字を削除すること。

2 保護観察処分少年、少年院仮退院者については、「保護観察種別」欄を適宜加工して当該保護観察対象者の種別を記入するとともに、「罪名等」を「非行名等」と書き換えること。

所在調査協力依頼書(通常通知)

年 月 日

警 察 本 部 長 殿

保 護 観 察 所 長

所在不明となった下記保護観察対象者の所在調査への協力について、更生保護法第30条の規定により依頼します。

記

保護観察種別	1. 仮釈放者 2. 保護観察付一部猶予者 3. 保護観察付全部猶予者	発見の場合 の 措 置	1. 現住所又は宿泊先確認 2. 保護観察所に即時連絡
出生地			
本(国)籍			
住 所			
職 業			
フリガナ			
氏 名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日	性 別	1. 男 2. 女
身体特徴等	身 長 cm		
	(その他)		
罪 名 等			
保護観察期間満了日	平成 年 月 日		
所在不明時期	平成 年 月 日 (ころ)		
所在不明となった経緯			
異 名			
そ の 他 特記事項			

対 応 窓 口	保 護 観 察 所	連 絡 先 電 話 番 号	
---------	-----------	---------------	--

(注) 1 必要に応じ、不要な文字を削除すること。

2 保護観察処分少年、少年院仮退院者については、「保護観察種別」欄を適宜加工して当該保護観察対象者の種別を記入するとともに、「罪名等」を「非行名等」と書き換えること。

即時連絡実施結果報告書

年 月 日

警察署

保護観察種別	1. 仮釈放者 2. 保護観察付一部猶予者 3. 保護観察付全部猶予者 4. 保護観察処分少年 5. 少年院仮退院者		
本(国)籍			
住 所			
職 業			
フリガナ		性 別	男 女
氏 名	年 月 日生		
対応窓口	保護観察所	連絡先電話番号①	
		連絡先電話番号②	

発見日時	年 月 日 午前・午後 時 分
発見場所	
発見状況	
即時連絡	年 月 日 午前・午後 時 分
連絡先	保護観察所 担当者名
連絡後の措置	(引致状の緊急執行、仮留置の有無及びその日時等)
身柄引渡日時	年 月 日 午前・午後 時 分
その他参考事項	
担当者	課 階級 氏名 警電

※ 作成後、速やかに生活安全総務課（夜間・閉庁日は総合当直生活安全担当）へ報告すること。

※ 引致状の緊急執行時にはその写しを添付すること。

所在調査結果報告書

(保護観察所への通常通知)

年 月 日

警察署

保護観察種別	1. 仮釈放者 2. 保護観察付一部猶予者 3. 保護観察付全部猶予者 4. 保護観察処分少年 5. 少年院仮退院者		
本(国)籍			
住所			
職業			
フリガナ		性別	男 女
氏名	年 月 日生		
対応窓口	保護観察所	連絡先電話番号	

発見日時	年 月 日 午前・午後 時 分
発見場所	
発見状況	
聴取事項	(現住所又は宿泊先、連絡先など)
身柄の措置	(現住所へ帰宅、〇〇法違反で現行犯逮捕、警職法で保護など)
その他参考事項	
担当者	課 階級 氏名 警電

※ 作成後、速やかに生活安全総務課（夜間・閉庁日は総合当直生活安全担当）へ報告すること。

所在調査終了通知書

年 月 日

警察本部長 殿

保護観察所長

先に所在調査への協力を依頼していた保護観察対象者について、下記の事由により、所在調査を終了しましたので通知します。

記

保護観察種別	1. 仮釈放者 2. 保護観察付一部猶予者 3. 保護観察付執行猶予者		
本(国)籍			
フリガナ			
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日	性別	1. 男 2. 女
終了事由	共通	1. 警察引致	
		2. 保護観察所引致	
		3. 引致以外の警察による所在発見 : 立回り先調査・職務質問・立入調査・少年補導・犯罪捜査・民間通報・保護願出 その他 ()	
		4. 引致以外の保護観察所による所在発見 : 死亡・入院・帰宅 その他 ()	
		5. 登録内容変更 : 発見の場合の措置・その他 ()	
		6. その他 ()	
	仮釈放者	7. 時効完成	
	執行猶予者	8. 保護観察期間満了	
終了事由発生日	平成 年 月 日		
特記事項			

所在調査協力依頼書発出年月日：平成 年 月 日付け 同文書番号：

(注) 保護観察処分少年，少年院仮退院者については，「保護観察種別」欄を適宜加工して当該保護観察対象者の種別を記入すること。この場合において，保護観察期間満了を終了事由とするときは，「執行猶予者」を「保護観察処分少年」又は「少年院仮退院者」と書き換えること。